

平成21年10月30日

## 建築基準法等に関する意見について

社団法人日本建築士事務所協会連合会

本連合会は、建築基準法等に関する意見について、所属の全単位会に意見提出を依頼したところ、短期間にもかかわらず700項目を超える多岐にわたる意見が寄せられました。

本連合会は、国内のほぼ全域から寄せられたこれらの建築設計実務者の意見を踏まえ、建築基準法等に関する意見について、行政の関与は実体的な質の確保のために必要な最小限とし、資格者に裁量と責任をもたせるべきであるとの観点から下記の概要のように別紙「建築基準法等に関する意見」のとおり取りまとめました。

### 記

#### <意見書作成の基本方針>

- 行政の関与は実体的な質の確保のために必要な最小限とし、資格者に裁量と責任を持たせる。
- 社会や消費者（事業主、エンドユーザー等）にとって不利益や不具合となっている現行制度の問題点を重視した。
- 改正後の現行制度のもとで、建築士事務所で実際に設計や工事監理等に関わる業務を行っている建築士の意見を重視した。
- 法律の細部には言及せず、基本的な考え方を示すこととした。

#### <意見書の骨子>

- (1) ー① 建築確認の厳格化について
  - ・ 建築士の設計責任と能力を最大限に尊重し、現行建築確認制度の簡素化・合理化を図っていただきたい。
  - ・ 経済の活性化に繋がるよう、増築における既存遡及の現行基準を再考し、既存建築物の増築の可能性を拡げていただきたい。
- (1) ー② 構造計算適合性判定制度について
  - ・ 適判対象建築物の範囲や適判機関のシステムを再考し、適判の合理化・迅速化を図っていただきたい。
  - ・ 現行の大臣認定プログラムについては、現実に即した抜本的な見直しを行っていただきたい。

- (1) -③ 構造／設備設計一級建築士について
- ・構造設計一級建築士の高度な専門能力を勘案し、適判の対象範囲および関与すべき対象範囲を再度ご検討いただきたい。
  - ・設備設計一級建築士制度の趣旨と実情の乖離を勘案し、関与の義務づけの廃止をご検討いただきたい。
- (1) -④ 厳罰化
- ・建築士の裁量拡充を前提として、バランスのとれた罰則や処分の強化を再検討いただきたい。
  - ・実体的な質の確保のため中間検査、完了検査を充実していただきたい。
- (2) 制度のあり方について
- ・建築確認と資格者の責任のあり方
  - ・法的基準のあり方
  - ・行政と設計者団体の継続的な意見交換の場やシステムの制度化
  - ・建築士事務所の法的位置づけ
  - ・建築士事務所の法定団体および設計賠償保険の加入の義務化
  - ・報酬基準の担保
  - ・法定講習のあり方
  - ・専門技術者制度の再構築
  - ・検査済証未交付物件の使用制限